

宮 城 県 公 報

令和 8 年 9 月 29 日（火）
定期第 734 号

目 次

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 児童福祉法に基づく指定通障害児所通所支援事業者の指定（同）

公告

- 人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（デジタルみやぎ推進課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（新産業振興課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定について（障害福祉課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（議会事務局政務調査課）

公安委員会

- 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則（警察本部交通企画課）
- 警備業法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習の実施（警察本部生活安全企画課）

宮城県告示第663号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411300650	自立訓練（生活訓練）事業所 まきばの泉 栗原市高清水袖山 62 番地 18	自立訓練（生活訓練）	特定非営利活動法人まきばフリースクール	令和 8 年 10 月 1 日

宮城県告示第664号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0450700596	なとり児童発達支援センター 名取市増田一丁目 11 番 16 号	放課後等デイサービス	学校法人寿なとり学園	令和 8 年 10 月 1 日

宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 20 号）第 4 条の規定に基づき、宮城県の令和 7 年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 8 年 9 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
令和 9 年度情報通信ネットワーク設計構築・試験・移行・運用保守・機器賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 9 月 11 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
宮城県デジタルネットワーク企業連合 仙台市青葉区中央四丁目 6 番 1 号
- 5 落札金額
7,698,607,200 円（消費税及び地方消費税を除く）
- 6 契約の相手方を決定した手続き
総合評価一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 8 年 7 月 31 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 9 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 15 か月約 3,039,183kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 宮城県仙台市泉区明通 2 丁目 2 番地 宮城県産業技術総合センター

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

(9) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)している小売電気事業者であること。

(10) 令和8年度宮城県の電力調達に係る環境配慮方針(令和8年4月1日施行)第5条に該当する者であること。

(11) 入札への参加を希望する者は、(8)から(10)までに掲げる事項を証する書類を令和8年10月26日(月)午後5時までに3の(4)に示す一般競争入札参加資格審査における添付資料として提出しなければならない。

(12) 入札参加資格申請場所及び申請期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県行政庁舎2階 電話 022-211-3335)へ令和8年10月19日(月)午後5時までに提出すること。

※ 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付

場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県行政庁舎14階 宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班

(担当 庄司 友香 電話 022-211-2722)

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和8年10月26日(月)午後5時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和8年10月19日(月)午後5時までに(2)宛て申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年10月19日(月)から令和8年10月26日(月)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年10月26日(月)午後5時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない

(5) 入札書の提出期限

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年10月30日(金)午前9時から令和8年11月6日(金)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

ウ 日時 令和8年11月6日(金)午後5時まで

エ 場所 (2)に同じ

オ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりウの日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

カ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和8年11月9日(月)午前10時 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部新産振興課内

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者及び3の(4)における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条、第98条、第113条及び114条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成24年宮城県規則第45号)第2条の規定による。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(4) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下

同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(9) 長期継続契約対象案件 この発注案件は、契約期間が翌年度も含まれることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続きを進めているものである。したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。

(10) 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1.Nature and Quantity of Service Required: Electrical power for Industrial Technology Institute,Miyagi Prefectural Government - 3,039,183kWh/15 months

2.Period of Contract: From January 1, 2027 to March 31, 2028

3.Deadline and Location for Bid Submission (in person): November 9, 2026 (Mon.), 10:00 a.m., New Industry Development Division, 14th floor of Miyagi Prefectural Government Building

4.Deadline for Bid Submission (by mail): November 6, 2026 (Fri.), 5:00 p.m.

5.Contact Information: Yuka Shoji, New Industry Support Section, New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

TEL.: 022-211-2722

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指 定 年 月 日
きずな薬局古川駅東	調剤	大崎市古川駅東一丁目 1-19	令和 8 年 8 月 1 日
調剤薬局ツルハドラッグ 石巻広瀨店	調剤	石巻市広瀨字馬場屋敷 34-1	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護ステーション ありがとう	指定訪問看護事業者 等	柴田郡村田町大字沼辺字 森久保 11-1	令和 8 年 8 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 9 月 29 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	大和町吉岡字館下 90 番 1、90 番 7 の一部
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	仙台市泉区泉中央二丁目 12 番地の 9 株式会社シライシエステート

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和 8 年 9 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量
宮城県議会史編さん業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
議会事務局政務調査課 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 8 年 8 月 26 日
- 4 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
株式会社ぎょうせい 東京都江東区新木場一丁目 18 番 11 号
- 5 契約金額
47,300,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 契約の相手方を決定した理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条
第 1 項第 1 号該当

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

宮城県公安委員会委員長 及 川 雄 介

宮城県公安委員会規則第 10 号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
（講習の手續等） 第34条 〔略〕 2 〔略〕 <table><tr><th>申 請 等 窓 口</th><th>講 習 の 種 類</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>宮城県運転免許センター</td><td>1 ～ 8 〔略〕 9 高齢者講習</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> 様式第30号の 4 （第33条の 2 関係） <table><tr><td colspan="2">運転経歴証明書返納届 〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>運転経歴証明書の番号</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	申 請 等 窓 口	講 習 の 種 類	〔略〕	〔略〕	宮城県運転免許センター	1 ～ 8 〔略〕 9 高齢者講習	〔略〕	〔略〕	運転経歴証明書返納届 〔略〕		〔略〕	〔略〕	住 所		運転経歴証明書の番号		〔略〕		（講習の手續等） 第34条 〔略〕 2 〔略〕 <table><tr><th>申 請 等 窓 口</th><th>講 習 の 種 類</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>宮城県運転免許センター</td><td>1 ～ 8 〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> 様式第30号の 4 （第33条の 2 関係） <table><tr><td colspan="2">運転経歴証明書返納届 〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>返 納 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	申 請 等 窓 口	講 習 の 種 類	〔略〕	〔略〕	宮城県運転免許センター	1 ～ 8 〔略〕	〔略〕	〔略〕	運転経歴証明書返納届 〔略〕		〔略〕	〔略〕	返 納 年 月 日	年 月 日			〔略〕	
申 請 等 窓 口	講 習 の 種 類																																				
〔略〕	〔略〕																																				
宮城県運転免許センター	1 ～ 8 〔略〕 9 高齢者講習																																				
〔略〕	〔略〕																																				
運転経歴証明書返納届 〔略〕																																					
〔略〕	〔略〕																																				
住 所																																					
運転経歴証明書の番号																																					
〔略〕																																					
申 請 等 窓 口	講 習 の 種 類																																				
〔略〕	〔略〕																																				
宮城県運転免許センター	1 ～ 8 〔略〕																																				
〔略〕	〔略〕																																				
運転経歴証明書返納届 〔略〕																																					
〔略〕	〔略〕																																				
返 納 年 月 日	年 月 日																																				
〔略〕																																					

様式第30号の5（第33条の2関係）

運転経歴情報抹消届 [略]	
[略]	[略]
住 所	
マイナ経歴証明書の運 転経歴情報記録番号	
[略]	

様式第31号（第33条の3関係）

運転免許証返納届 [略]	
[略]	[略]
[略]	

様式第31号の2（第33条の3関係）

免許情報記録抹消届 [略]	
[略]	[略]
[略]	

様式第30号の5（第33条の2関係）

運転経歴情報抹消届 [略]	
[略]	[略]
抹 消 申 請 年 月 日	年 月 日
[略]	

様式第31号（第33条の3関係）

運転免許証返納届 [略]	
[略]	[略]
返 納 年 月 日	年 月 日
[略]	

様式第31号の2（第33条の3関係）

免許情報記録抹消届 [略]	
[略]	[略]
抹 消 申 請 年 月 日	年 月 日
[略]	

様式第40号（第45条関係）

（表）

[略]		
駐車監視員資格者講習受講申込書		
[略]		
申 込 者		
	[略]	[略]
[略]		

（裏） [略]

様式第41号（第46条関係）

[略]		
認定申請書		
[略]		
申 請 者		
	[略]	[略]
[略]		

様式第40号（第45条関係）

（表）

[略]		
駐車監視員資格者講習受講申込書		
[略]		
申 込 者	本 籍	
	[略]	[略]
[略]		

（裏） [略]

様式第41号（第46条関係）

[略]		
認定申請書		
[略]		
申 請 者	本 籍	
	[略]	[略]
[略]		

様式第42号（第47条関係）

[略]		
駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書		
[略]		
申 請 者		
	[略]	[略]
[略]		
[略]		

様式第42号（第47条関係）

[略]		
駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書		
[略]		
申 請 者	本 籍	
	[略]	[略]
[略]		
[略]		

様式第43号（第48条関係）

[略]		
駐車監視員資格者証交付申請書		
[略]		
申 請 者		
	[略]	[略]
[略]		
[略]		

様式第43号（第48条関係）

[略]		
駐車監視員資格者証交付申請書		
[略]		
申 請 者	本 籍	
	[略]	[略]
[略]		
[略]		

様式第44号（第50条関係）

[略]		
駐車監視員資格者証書換え交付申請書		
[略]		
申 請 者		
	[略]	[略]
[略]		
[略]		

様式第44号（第50条関係）

[略]		
駐車監視員資格者証書換え交付申請書		
[略]		
申 請 者	本 籍	
	[略]	[略]
[略]		
[略]		

様式第45号（第50条関係）

[略]		
駐車監視員資格者証再交付申請書		
[略]		
申 請 者		
	[略]	[略]
[略]		
[略]		

様式第45号（第50条関係）

[略]		
駐車監視員資格者証再交付申請書		
[略]		
申 請 者	本 籍	
	[略]	[略]
[略]		
[略]		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式第30号の4、様式第30号の5、様式第31号及び様式第31号の2（次項において「旧様式」という。）により作成された書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

宮城県公安委員会告示第91号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年9月29日

宮城県公安委員会委員長 及 川 雄 介

1 講習実施日

令和8年11月2日（月）から同年11月6日（金）まで（祝日を除く。）の4日間

2 講習の委託先及び実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和8年10月19日（月）から同年10月23日（金）までの5日間（10月19日から10月22日までは午前9時から午後4時まで、最終日のみ午後3時まで）

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

令和8年10月26日（月）から同年10月30日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

(2) 申込書の提出先

ア 直接提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

イ e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）を利用する方法により提出する場合

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内（初日は午前9時から、最終日は午後4時まで）に提出すること。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

(4) 受講手数料

ア 手数料の納付方法

申請を行った警察署において、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、39,000円の額を現金又はキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）のいずれかの方法により納付すること。

イ 手数料の納付期間

申請受付期間の午前9時から午後4時までとする。

6 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課